

令和8年1月15日
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

令和8・9年度 災害時等の協力業者を募集します ～災害発生時等の迅速な対応を図るために～

国土交通省鹿児島国道事務所では、災害発生時および災害の発生が予測される場合に迅速な状況把握や円滑かつ的確な対応を行い、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために、下記の部門において協力していただける会社を募集します。
協定締結後、事務所ホームページに会社名を紹介させていただきます。

記

1. 募集部門

- (1)測量・設計部門
- (2)地質調査部門
- (3)道路構造物部門
- (4)土木(工事)部門
- (5)法面(工事)部門
- (6)橋梁(工事)部門
- (7)電気通信部門
- (8)機械設備部門
- (9)災害対策用機械部門

2. 協定有効期間

協定有効期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

3. 募集期間

令和8年1月15日(木)～令和8年2月5日(木)

4. 資料ダウンロードについて

技術資料等説明書・申請様式は
鹿児島国道事務所ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.qsr.mlit.go.jp/kakoku/bosai/saigaikyotei.html>

【問い合わせ先】

九州地方整備局鹿児島国道事務所

技術副所長 古賀 尚永(こが たかのり)

管理第二課長 服部 浩一(はっとり こういち)

防災情報課長 福田 佑一(ふくだ ゆういち)

住 所:鹿児島市浜町2番5号

電 話:099-216-3856(管理第二課 直通)

電 話:099-216-3859(防災情報課 直通)

FAX:099-216-3867

令和8・9年度 鹿児島国道事務所における災害時等応急対策 に関する基本協定の締結

募集要項説明書

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

鹿児島国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、鹿児島国道事務所（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合に、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ本協定を締結することにより、災害時等の点検・調査・測量・設計及び応急復旧工事、公物管理を行う上で必要な緊急作業等（地震等に伴う巡回、雪寒対策、疫病等の拡散防止対策など）を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 協定対象区間及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「業務分野【測量・設計部門】、【地質調査部門】、【道路構造物部門】」、「工事分野【土木(工事)部門】（一般土木、維持修繕）、【法面(工事)部門】（法面）、【橋梁(工事)部門】、【電気通信部門】、【機械設備部門】、【災害対策用機械部門】」とし、公募する協定対象区間は下記のとおりとし、協定対象企業数は令和6・7年度と同程度を予定している。（【道路構造物部門】は適宜）

なお、本協定の締結は分野・協定対象区間毎に行い、他の分野・協定対象区間と重複することはできない。ただし、【道路構造物部門】、【災害対策用機械部門】については、以下のとおり重複して締結することができる。

○業務分野：【測量・設計部門】と【道路構造物部門】

工事分野：【災害対策用機械部門】と【土木（工事）部門】、【法面（工事）部門】、【橋梁（工事）部門】、【電気通信部門】、【機械設備部門】

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

「業務分野」

35 社

対象部門	協定対象区間	参考拠点	R6・7年度協定企業数
測量・設計部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	23 社
地質調査部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	12 社
道路構造物部門 (橋梁、トンネル・カルバート等)	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	今回新設

「工事分野等」

86 社

対象部門	協定対象区間	参考拠点	R6・7年度協定企業数
土木(工事)部門	阿久根維持出張所A	阿久根維持出張所	8 社
	阿久根維持出張所B	南九道 薩摩川内都IC 管理棟	7 社
	鹿児島維持出張所A	南九道 市来IC 管理棟	7 社
	鹿児島維持出張所B	鹿児島維持出張所	9 社
	加治木維持出張所A	道の駅 すえよし	6 社
	加治木維持出張所B	加治木維持出張所	6 社
	指宿維持出張所A	道の駅 川辺やすらぎの郷	5 社
	指宿維持出張所B	道の駅 喜入	5 社
法面(工事)部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	4 社
橋梁(工事)部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	2 社
電気通信部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	5 社
機械設備部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	3 社
災害対策用機械部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	12 社

計 121 社

※ 【土木(工事)部門】の協定対象区間は別図－1の8区間を予定している。なお、協定締結企業の受持区間は協定締結予定企業からヒアリングを行い定める。

※ 【土木(工事)部門】への申請企業で参加要件を満たした企業のうち、維持工事の受注企業の協定対象区間は維持工事の工事範囲外の鹿児島国道事務所管内とし、参考拠点は鹿児島国道事務所とする。

※ 【機械設備部門】の対象設備は以下のとおりである。

「トンネル換気設備」：武岡トンネル、新武岡トンネル

「トンネル消火設備」：武岡トンネル、新武岡トンネル、大里トンネル、金山トンネル、都トンネル、宮里トンネル

※ 【災害対策用機械部門】については、別紙－1に示す「車両」、「簡易遠隔操縦装置」、「応急組立橋」の各区分を選択するものとする。（複数選択可）

① 【道路構造物部門】における補足説明

道路構造物部門とは、橋梁、トンネル・カルバート等を対象とする部門であり、管理施設に重大な損傷、もしくは安全性の低下が発生し、技術的難度の高い復旧工法等の検討が必要な場合に出動を要請するものとする。

また、本部門は、①橋梁、②トンネル・カルバート等を選択することとしており、複数選択も可とする。

② 【土木(工事)部門】における補足説明

土木(工事)部門で協定を締結した企業は、災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動等についての出動要請をする場合がある。

また、各協定対象区間において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、別途設定する実施区間へ自動的に出動し、異常時巡回を行う。但し、沿岸部は津波注意報・警報等の解除後になる。

③ 【橋梁(工事)部門】における補足説明

橋梁(工事)部門で協定を締結した企業は、鹿児島国道事務所管内の直轄管理する橋梁、横断歩道橋の異常時及び災害発生時の応急措置についての出動要請をする場合がある。

④ 【機械設備部門】における補足説明

機械設備部門で協定を締結した企業は、災害発生後において以下の作業について出動要請を行う場合がある。

1. 当事務所が管理するトンネル換気設備、トンネル消火設備について、緊急点検、応急復旧工事を行うものとする。

⑤ 【災害対策用機械部門】における補足説明

災害対策用機械部門で締結した企業は、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合に以下の作業を行うものとする。

1. 当事務所又は九州地方整備局が保有する災害対策用機械類を指定した場所に運搬するものとする。

2. 前項により運搬した災害対策用機械類を必要に応じて設置・運転・撤去を行うものとする。

(3) 協定有効期間

本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、令和8年12月28日までに協定を解除したい旨の申し出有った場合は、令和9年3月31日までとする。

また、基本協定締結後に、2. 参加資格要件を満たさなくなった場合は、本協定は無効になるものとする。

(4) 協定を締結する企業の選定

1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より選定する。

本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

提出は1部門のみとし重複提出を認めない。

但し、工事分野の【土木(工事)部門】【法面(工事)部門】【電気通信部門】【機械設備部門】の本協定締結を希望する企業は、【災害対策用機械部門】の本協定締結を重複して希望することができる。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

【測量・設計部門】

①技術者の所在地から参考拠点まで距離・到着時間

②有資格技術者数等

③対象部門の企業としての業務実績

④災害協定等の実績

【地質調査部門】

- ①技術者の所在地から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての業務実績
- ④災害協定等の実績

【道路構造物部門】

- ①有資格技術者の常駐する所在地
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての業務実績

【土木(工事)部門】

- ①本店又は支店等営業所から希望する協定対象区間における参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事実績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【法面(工事)部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事実績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【橋梁(工事)部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事実績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【電気通信部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事実績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【機械設備部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事、点検整備の実績
- ④災害協定等の実績

【災害対策用機械部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての点検又は災害活動実績
- ④災害協定等の実績

- 3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象区間毎（又は基本協定区間毎）に協定対象企業を選定する。
ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については選定しない。
- 4) 協定対象区間に希望が集中する等、協定対象企業数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。
調整とは、希望する協定対象区間以外での協定を締結する場合や、協定対象区間ににおいて複数区間の協定を締結する場合とする。

(5) 本協定締結後の業務又は工事等の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあって、当事務所が業務又は工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる業務又は工事等の出動の要請を行うものとし、当事務所と協定企業は、速やかに業務又は工事等の請負契約を締結するものとする。
- 2) 上記1)において、当事務所が必要と判断した場合は、同部門の他の協定企業へ必要となる業務又は工事等の出動の要請を行うことができるものとする。この場合は当該企業を相手として業務又は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、出動の要請は行わない。

2. 参加資格要件

2-1 【測量・設計部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における測量かつ土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格の認定の更新が発生した場合は、更新後の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- (7) 本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が鹿児島県内（離島除く）に所在すること。
また、鹿児島県内（離島除く）の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。
【測量・設計部門】：測量士1名以上かつ、博士、技術士又はRCCM1名以上。
資格区分は下記のとおりとする。
①博士：土木工学系に限る
②技術士：建設部門又は総合技術監理部門【選択科目が建設部門のものに限る】
③RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、
道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、
鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、
施工設備及び積算部門、建設環境部門）

2-2 【地質調査部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。

(6) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における地質調査業務の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格の認定の更新が発生した場合は、更新後的一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。

(7) 本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が鹿児島県内（離島除く）に所在すること。

また、鹿児島県内（離島除く）の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

【地質調査部門】：博士、技術士、RCCM又は地質調査技士1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

- ①博士：土木工学系に限る
- ②技術士：建設部門、応用理学部門〔選択科目が地質に限る〕、総合技術監理部門〔選択科目が建設部門又は応用理学—地質に限る〕
- ③RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門
- ④地質調査技士

2-3【道路構造物部門】

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(4) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。

(5) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格の認定の更新が発生した場合は、更新後的一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。

(6) 本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所）に配置予定技術者が恒常的に常駐していること。

また、本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

【道路構造物部門】：博士、技術士1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

- ①博士：土木工学系に限る
- ②技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

2-4【土木（工事）部門】

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点へ配置予定技術者（担当者）が概ね1時間で到着できる体制を確保できること。

(5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。

- (6) 九州地方整備局における一般土木工事に係るC又はD等級、又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格の認定の更新が発生した場合は、更新後の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島国道事務所管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-5 【法面（工事）部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局における法面処理工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格の認定の更新が発生した場合は、更新後の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島国道事務所管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-6 【橋梁（工事）部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局における鋼橋上部工事又はプレストレスト・コンクリート工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格の認定の更新が発生した場合は、更新後の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島国道事務所管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-7 【電気通信部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における収集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局における通信設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格の認定の更新が発生した場合は、更新後の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島県内（離島除く）に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-8 【機械設備部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における収集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね4時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 下記①から③いずれかの資格の認定を受けていること。
 - ① 「トンネル換気設備」については、九州地方整備局における機械設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
 - ② 「トンネル消火設備」については、九州地方整備局における機械設備工事または暖冷房衛生設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
 - ③ 国土交通省における物品製造等における競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA～D等級に格付けされた九州・沖縄地域の参加資格を有すること。

また、協定締結後に提出した参加資格の更新が発生した場合は、更新後の参加資格の写しを提出すること。

- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が九州地方整備局管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-9 【災害対策用機械部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね4時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 下記①から②いずれかの資格の認定を受けていること。
 - ①土木（工事）部門、法面（工事）部門、電気通信部門、機械設備部門におけるいずれかの参加資格を有すること。
 - ②国土交通省における物品製造等における競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA～D等級に格付けされた九州・沖縄地域の参加資格を有すること。

また、協定締結後に提出した参加資格の更新が発生した場合は、更新後の参加資格の写しを提出すること。

- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が九州地方整備局管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

①【測量・設計部門】

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5号

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

管理第二課 管理第二課長及び専門職（機械）

電話 099-216-3856

②【地質調査部門】

上記、①と同じ

③【道路構造物部門】

上記、①と同じ

④【土木（工事）部門】

上記、①と同じ

⑤【法面（工事）部門】

上記、①と同じ

⑥【橋梁（工事）部門】

上記、①と同じ

⑦【電気通信部門】

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5号

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

防災情報課 防災情報課長及び専門官

電話 099-216-3859

⑧【機械設備部門】

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5号

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

管理第二課 管理第二課長及び専門職(機械)

電話 099-216-3856

⑨【災害対策用機械部門】

上記、⑧と同じ

(2) 技術資料等の交付場所及び方法

- ① 鹿児島国道事務所のホームページより「令和8・9年度 災害協定 技術資料等説明書」及び「令和8・9年度 災害協定 申請様式」をダウンロードしてください。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和8年1月15日（木）から令和8年2月5日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

- ② 提出場所： 上記3. (1) に同じ。

- ③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。

郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。

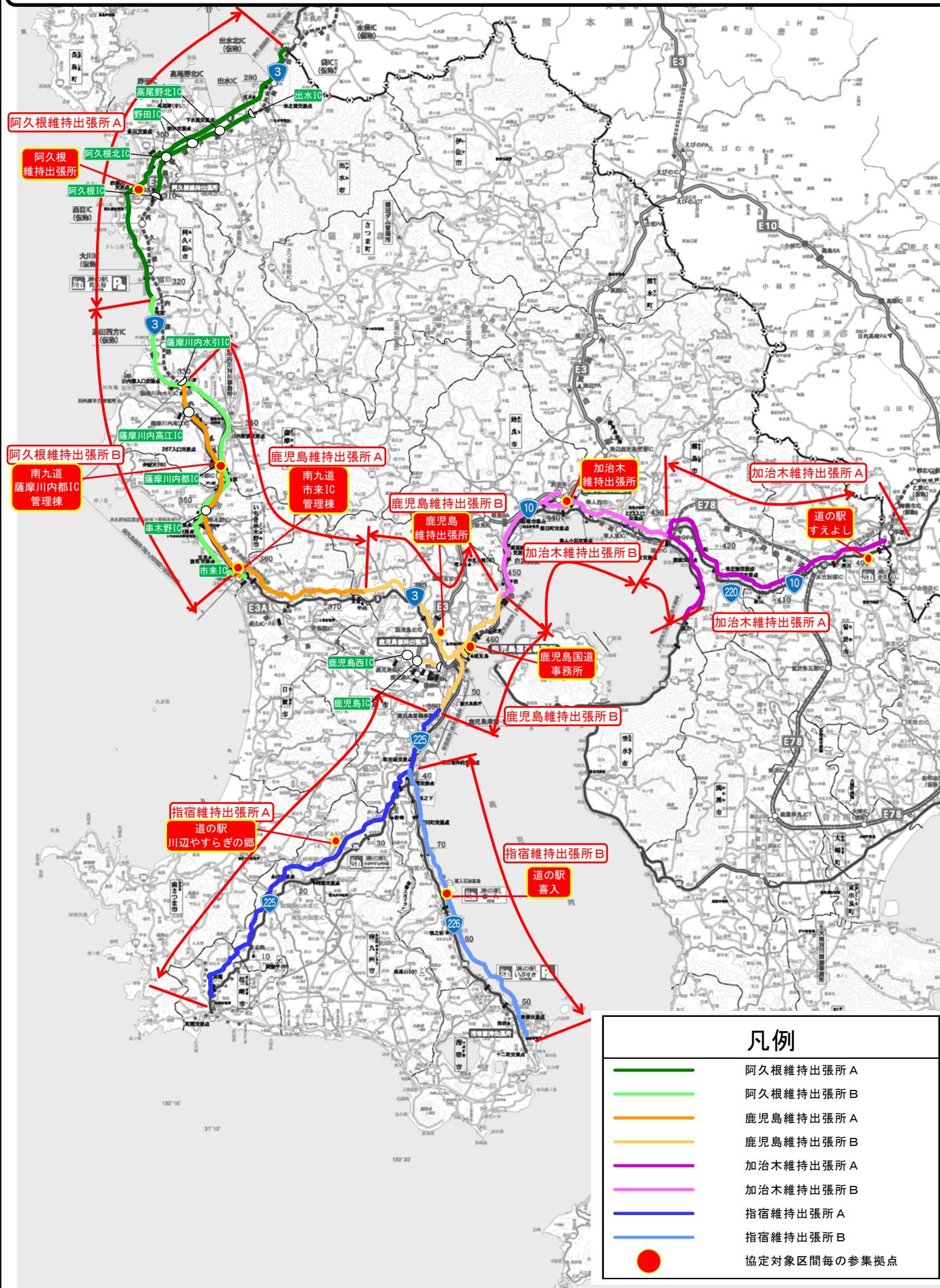
提出期間内に必着。

4. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

別図-1 土木（工事）部門協定対象区間図

令和8・9年度 鹿児島国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定



災害対策用機械一覧

別紙-1

区分	機械名	規格	台数	運転に必要な免許等	操作に必要な免許等	業務内容	保有事務所
車両	対策本部車	拡幅型	1	中型以上	-	災害地での設置、撤去及び運搬	鹿児島国道
	待機支援車	4床式、ワンボックス型	1	普通以上	-	災害地での設置、撤去及び運搬	
	照明車	20m、ブーム、LED	1	準中型以上	-	災害地での設置、撤去及び運搬	
	路面清掃車	ブラシ式、2.0m3、降灰対応型	3	大型	-	災害地での清掃作業及び運搬	
	歩道清掃車	ブラシ式、1.5m3、降灰対応型	2	中型以上	-	災害地での清掃作業及び運搬	
	散水車	ブラシ式、0.4m3、降灰対応型	2	小特	-	災害地での清掃作業及び運搬	
	散水車	4,700L、ブラウ付	1	中型以上	-	災害地での散水・給水作業及び運搬	
	散水車	6,500L	2	大型	-	災害地での散水・給水作業及び運搬	
	排水管清掃車	水循環式、3,900L	1	大型	-	災害地での清掃作業等及び運搬	
	凍結防止剤散布車	湿潤式4t級、ブラウ付	1	中型以上	-	災害地での散布・除雪等及び運搬	
簡易遠隔操縦装置	簡易遠隔操縦装置	バックホウ用	2	-	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習	遠隔操縦による土砂撤去作業等	
応急組立橋	応急組立橋		2	大型(資材運搬用トラック、トレーラー等)	玉掛け(別途クレーン車が必要)	保管場所から災害地までの積込み、運搬、積卸し、設置及び撤去等	

以下の機械は、他事務所保有の災害対策用機械です。

区分	機械名	規格	台数	運転に必要な免許等	操作に必要な免許等	業務内容	保有事務所
車両	対策本部車	拡幅型	3	中型以上	-	災害地での設置、撤去及び運搬	大分、宮崎、九技
	待機支援車	4床式、マイクロバス型	1	準中型以上	-	災害地での設置、撤去及び運搬	九技
	待機支援車	4床式、キャンピングカー型	3	普通以上	-	災害地での設置、撤去及び運搬	九技、宮崎、大分
	排水ポンプ車	30m3/min 60m3/min	62	中型以上	玉掛け(クレーンを使用する場合)	災害地での設置、排水作業、撤去及び運搬	九技(3)、遠賀(3)、筑後(4)、武雄(4)、長崎(3)、熊本、菊池(2)、八代(2)、大分(6)、佐伯(6)、延岡(4)、宮崎(8)、大隅(5)、川内川(9)、山国(2)
	排水ポンプ車	大型		大型			
	照明車	20m、ブーム、LED	23	準中型以上		災害地での設置、撤去及び運搬	遠賀、武雄、長崎、大分、山国、宮崎(2)、佐伯、熊本、延岡(2)、川内川(5)、大隅(3)、九技(4)
	照明車	中型(8t限定)以上					
	橋梁点検車	バケット式	2	大型	-	災害地での設置、撤去及び運搬	九技、宮崎
	排水管清掃車	水循環式、3,900L	8	大型	-	災害地での清掃作業及び運搬	大分、北九州、宮崎、大隅、長崎、熊本、福國、佐国
	路面清掃車	ブラシ式、2.0~2.5m3、降灰対応型	13	大型	-	災害地での清掃作業及び運搬	北国、福國(2)、佐国、長崎、熊本、大分、延岡、宮崎(2)、大隅(3)
	路面清掃車	ブラシ式、1.5m3、降灰対応型	1	中型(8t限定)以上	-	災害地での清掃作業及び運搬	大隅
	歩道清掃車	ブラシ式、0.4m3、降灰対応型	3	小特	-	災害地での清掃作業及び運搬	大隅(3)
	散水車等	4,700L	13	中型以上	-	災害地での散水・給水作業及び運搬	北国(2)、福國(2)、佐国(2)、長崎、熊本(2)、八代、大隅、宮崎、九技
	散水車等	4,700L、ブラウ付		中型以上	-	災害地での散水・給水作業及び運搬	
	散水車等	6,500L、給水装置付		大型	-	災害地での散水・給水作業及び運搬	
	凍結防止剤散布車	湿潤式4t級、ブラウ付	27	中型以上	-	災害地での散布・除雪等及び運搬	北国(6)、佐国(6)、福國(3)、熊本(5)、大分(2)、長崎(3)、八代、有沿
	遠隔操縦式バックホウ	0.8m3級	3	-	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習	災害地での遠隔操縦による土砂撤去作業等	九技、長崎(2)
	遠隔操縦式クローラダンプ	11t級	2	-	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習	災害地での遠隔操縦による土砂撤去作業等	長崎(2)
	分解組立型バックホウ	1.0m3級	1	-	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習	災害地での設置、撤去及び運搬、土砂撤去作業	九技
	不整地運搬車	クレーン装置付、2.6t吊	1	-	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習	災害地での遠隔操縦による土砂撤去作業等	九技
	簡易照明装置	キセノン式投光器LED照明、自走台車付	1	-	運転技能講習	災害地での設置、撤去及び運搬	九技
簡易遠隔操縦装置	簡易遠隔操縦装置	バックホウ用	7	-	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習	災害地での遠隔操縦による土砂撤去作業等	大分(2)、宮崎(2)、九技(2)、長崎
応急組立橋	応急組立橋		4	大型(資材運搬用トラック、トレーラー等)	玉掛け(別途クレーン車が必要)	保管場所から災害地までの積込み、運搬、積卸し、設置及び撤去等	九技(2)、八代、大隅

注1 免許の種類は、平成29年3月12付け改訂による区分

免許の種類	車両総重量	最大積載量
大型	11t 以上	6.5t 以上
中型	11t 未満	6.5t 未満
中型(8t限定)	8t 未満	5t 未満
準中型	7.5t 未満	4.5t 未満
準中型(5t限定)	5t 未満	3t 未満
普通	3.5t 未満	2t 未満

注2 業務内容には、いずれも基地から災害地までの運搬(「運搬」とは、基地又は指示された箇所までの運搬)を含む。

注3 鹿児島国道事務所管内の災害において、他事務所保有の災害対策用機械を使用する場合もある。